

知財法務の勘所Q&A（第31回）

ソフトウェア開発委託契約について ～下請法との関係を中心に～



アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁護士 藤井 駿太郎
監修：弁護士 清水 亘

Q1 ソフトウェア開発委託契約のポイントは何か？

A1 ソフトウェア開発委託契約においては、一般に、①委託業務の内容、②委託業務の遂行の方法、③成果物の納入・検収、④瑕疵担保責任／品質保証責任、⑤対価、⑥知的財産権の帰属、⑦開発成果の利用、⑧第三者の権利侵害への対応、⑨秘密保持、⑩遵守事項、⑪その他の一般条項（契約期間、解除権、準拠法、紛争解決・管轄等）等について規定します。

1. ⑥知的財産権の帰属、⑦開発成果の利用

ソフトウェア開発委託に関連する知的財産は、大別すると、(i)開発によって新たに創作された知的財産、(ii)開発されたソフトウェアに使用される、当事者が従前から保有していた既存知的財産、に分類することができます。後述する下請法が適用される場合をも考慮しますと、これらの知的財産に係る権利（知的財産権）の帰属・ライセンス（使用許諾）関係について明確に規定することが望ましいといえます。

(1) 新たに創作された知的財産に係る権利（知的財産権）の帰属

ソフトウェアの開発に伴って新たに創作された著作物等の知的財産（(i)）に係る権利（知的財産権）は、通常、当初は、開発を行った受託者であるソフトウェアベンダー等に発生します。この知的財産権を最終的に誰に帰属させるかについては、(ア)受託者から委託者に譲渡する場合、(イ)受託者に帰属させたまま、委託者にライセンス（使用許諾）する場合、のいずれかを基本として、その取扱いについて規定することとなります（実質的に共同開発と類似する性格を有するような場合等においては、知的財産権を当事者間で共有とすることもあり得ます。）。

(ア) 知的財産権を委託者に譲渡する場合には、著作権法27条及び28条の権利を譲渡することを明記する必要があります（著作権法61条2項）。また、著作者人格権は譲渡できません（同法59条）ので、受託者が委託者及び委託者の顧客等に対して、成果物に係る著作者人格権を行使しないことを誓約させることも考えられます。